

# 研究行動規範

グッドプラクティスの推進と  
研究不正の防止

2009年9月

# 研究者向け推奨事項チェックリスト

本チェックリストは、研究プロジェクトにおけるグッドプラクティスの重要ポイントを一覧にまとめたものであり、あらゆる研究分野に適用可能です。詳細なガイダンスは、セクション3に掲載しています。PDF版は、[www.ukrio.org](http://www.ukrio.org)から入手できます。

**研究実施前：**研究プロジェクトにおける自身の役割や貢献の内容は、研究を進めていく過程で法的・倫理的要件に従い変化する可能性があることを留意した上で、以下の点を確認してください。

- 1 研究案は、適切な疑問に取り組む内容になっていますか。対象とする主題に対する既存の知識に新たな知見を加えることまたは新たな研究方法を確立することを目的として設計されていますか。
- 2 研究設計は、設定された問いに対して妥当ですか。
- 3 研究を実施するために必要なすべてのスキルとリソースを利用可能な状態ですか。
- 4 以下を判断するためのリスク評価を実施していますか。
  - a. 倫理的問題はありますか。倫理審査が必要ですか。
  - b. 研究組織、研究、研究者や研究参加者の健康・安全・福利に対するリスクはありますか。
  - c. 研究にはどのような法的要件が適用されますか。
- 5 研究は、すべての法的・倫理的要件その他適用されるガイドライン、また該当する場合はその他の組織や国の要件・ガイドラインに準拠しますか。
- 6 研究は、保健衛生と安全に関する法規制要件やグッドプラクティスに準拠しますか。
- 7 研究は必要な倫理審査（前述の4(a)を参照）を経ていますか（特に研究に動物、ヒト被験者、ヒト由来試料、個人情報に関連する場合）。
- 8 研究はすべてのモニタリング要件・監査要件に準拠するものですか。
- 9 プロジェクトに関連するあらゆる契約および財務のガイドラインに準拠していますか。
- 10 知的財産、出版、オーナーシップに関して合意に達していますか。
- 11 （該当する場合）共同研究作業に関して合意に達していますか。
- 12 研究者の役割および管理者や監督者の責任に関して合意していますか。
- 13 研究に関するあらゆる利害の衝突を特定し、公にした上で、対応に取り組んでいますか。
- 14 研究活動における不正行為に関してすべての関連組織の指針を把握していますか。

## 研究実施中：

- 1 研究は、プロジェクトに関する合意済みの研究設計に従っていますか。
- 2 （該当する場合）合意済みの研究設計に変更を施した場合、レビューおよび承認を行いましたか。
- 3 データの収集・保存・管理に関するベストプラクティスに従っていますか。
- 4 管理と監視について合意した役割と責任を履行していますか。
- 5 研究はモニタリング要件および監査要件に準拠していますか。

## 研究終了時：

- 1 研究と研究結果は妥当な期間内に正確かつ正直に報告されますか。
- 2 研究に対するすべての貢献に対して感謝の念が示されていますか。
- 3 知的財産、出版、オーナーシップに関する合意事項は遵守されていますか。
- 4 研究データは、安全かつ利用可能な状態で所定の期間保存されますか。
- 5 研究は、法的・倫理的および契約の要件すべてに準拠しますか。

# 研究行動規範

グッドプラクティスの推進と  
不正行為の防止

2009年9月

英国研究公正室 (UK Research Integrity Office)

© UK Research Integrity Office 2009

本稿の著作権は、UK Research Integrity Office (UKRIO、英国研究公正室) が所有している。本稿の内容は、出典を適切に表示し、かつ全体またはその一部が営利目的で使用されない限り、複写または再製できる。本稿の内容を営利目的で使用する場合は、英国研究公正室の事前の書面による承認を得るものとする。

本稿は、英国研究公正室のウェブサイト [www.ukrio.org](http://www.ukrio.org) から pdf フォーマットでダウンロードできる。研究行動規範の読者・使用者に対しては、随時同サイトをチェックして内容が更新されていないかを確認することを推奨する。

UKRIO の設立者およびパートナー

UKRIO は、以下をはじめとする研究に関心のある多くの英国組織のサポートを受けている。英国の4つの保健省、4つの高等教育基金機関、Academy of Medical Sciences (医学アカデミー)、Association of the British Pharmaceutical Industry (英国製薬産業協会)、Association of UK University Hospitals、Biotechnology and Biological Sciences Research Council (バイオテクノロジー・生物科学研究会議)、Committee on Publication Ethics (出版規範委員会)、General Medical Council (医事委員会)、Medical Research Council (医学研究評議会)、Medical Schools Council、Medicines and Healthcare products Regulatory Agency (医薬品・医療製品規制庁)、Research Councils UK (英国研究会議)、Royal College of Physicians (英国医師会)、Royal College of Physicians of Edinburgh、Royal Society (王立協会)、Universities UK (英国大学協会)、Wellcome Trust (ウェルカムトラスト) 等の研究支援団体。

UKRIO は、Universities UK (英国大学協会) が主催している。

Universities UK (英国大学協会)

登記上オフィス: Woburn House, 20 Tavistock Square, London WC1H 9HQ

代表電話: + 44 (0)20 7419 4111

直通ファックス: +44 (0)20 7388 6256

ウェブサイト: [www.UniversitiesUK.ac.uk](http://www.UniversitiesUK.ac.uk)

Eメール: [info@UniversitiesUK.ac.uk](mailto:info@UniversitiesUK.ac.uk)

登録会社番号: 2517018

登録慈善団体番号: 1001127

テキストデザイン: John Aldridge および Geoffrey Wadsley

表紙デザイン: John Aldridge

制作: Aldridge Press、Chiswick, London [enquiries@aldridgepress.co.uk](mailto:enquiries@aldridgepress.co.uk)

印刷: MWL Print Group、Pontypool、Wales

# 目次

研究者向け推奨事項チェックリスト

表 2

<b>1. はじめに</b> .....	<b>4</b>
初版の脚注.....	6
<b>2. 原則</b> .....	<b>7</b>
<b>3. 研究組織と研究者の基準</b> .....	<b>9</b>
3.1 研究におけるグッドプラクティスに関する一般敵な指針.....	9
3.2 リーダーと監督.....	10
3.3 研修とメンタリング.....	10
3.4 研究設計.....	11
3.5 共同研究作業.....	12
3.6 利害の衝突.....	12
3.7 ヒト被験者、ヒト由来試料、個人情報に関与する研究.....	13
3.8 動物に関与する研究.....	15
3.9 保健衛生と安全.....	15
3.10 知的財産.....	15
3.11 財務.....	16
3.12 データの収集と保存.....	16
3.13 モニタリングと監査.....	17
3.14 ピアレビュー.....	17
3.15 出版とオーサーシップ.....	18
3.16 研究活動における不正行為.....	19
謝辞および参考文献.....	21

## 1. はじめに

- 1.1 英国研究公正室 (Research Integrity Office) による『研究者のための研究行動規範』(以下、本規範) は、最高クラスの研究を実施する研究組織や研究者を支援する目的で、研究におけるグッドプラクティスを奨励し、不正行為を防止する一助となるよう考案されたものである。本規範は、研究におけるグッドプラクティスの一般原則および基準を提供するものであり、研究の実行、主催、資金提供、その他関与を行う個々の研究者および研究組織の双方に適用できる。
- 1.2 本規範は、全ての研究分野に適用可能なものであり、研究の詳細な管理を目的とするものではない。既に様々なガイダンスが存在するが、本規範は、研究組織が自身のより詳細な行動規範を作成または改訂する際に本規範の原則や基準をベンチマークとして使用できるように策定されている。ひとつの文書が全ての分野のあらゆる研究タイプの微妙な違いをすべて網羅できるとは考えられないため、本規範も指示書としてではなく、研究の管理と実践の参考となる原則と基準と捉えていただきたい。
- 1.3 本規範は、既存のグッドプラクティスや適切な行動の推進および研究不正行為撲滅に取り組んでいる UKRIO の経験を活かして、研究活動に関する研究組織の方針に通常含まれる研究のグッドプラクティスを網羅している。本規範では、研究のグッドプラクティスのコアスタンダードに関する詳細なガイダンスを提供しているが、研究コミュニティに教訓を伝えることを目標に、UKRIO が最も頻繁に問い合わせを受ける領域に特に注意を払っている。
- 1.4 本規範は、英国研究会議、ウェルカムトラスト、Council for Science and Technology (科学技術会議) 等が提供する既存の/今後発表される研究活動の指針を補完するものである。同様に、保健衛生や安全、活動中に発生する検討事項、財務や知的財産の管理の方針のような研究組織の方針を補完するものであり、それらに取って代わることを意図するものではない。研究組織は、法規制当局、資金調達先、その他関連団体の要件を満たす際に本規範に含まれるベンチマークを活用し、さらベンチマークの活用を通じて重要な問題の見落としを防止することが可能である。
- 1.5 UKRIO は、多くの団体が英国の研究コミュニティに対して研究活動に関する指針を発行していることを認識している。そこで、英国研究会議、保健省等の組織と適宜連携して、研究におけるグッドプラクティスに関する指針の整理、研究コミュニティ向けの明確性確保、取り組みの重複排除を目指している。
- 1.6 本規範は、以下のセクションで構成されている。
  - a) セクション2は、個々の研究者および研究機関双方による研究活動の責任と価値を定義する幅広い原則を扱っている。

- b) 1 ページにまとめられた「研究者向け推奨事項チェックリスト」は、表 2 に記載されている。このチェックリストは、研究におけるグッドプラクティスの重要ポイントをまとめた全般的なチェックリストであり、あらゆる研究分野に適用できる。このチェックリストは、セクション 3 に記載するさらに詳細な基準に基づいている
  - c) セクション 3 は、研究者および研究組織が遵守すべき研究におけるグッドプラクティスの基準をまとめている。この基準はあらゆる研究分野に適用できるが、研究組織によっては、基準をさらに推し進め、特定の研究領域や研究タイプに対するより詳細な指針の提供を望むケースも考えられる。
- 1.7 本規範は、研究におけるグッドプラクティスの促進やサポートを実際の研究活動に織り込む方法を規定するものではない。個別の研究環境において織り込むべき最善の方法は、研究組織や研究者の判断に委ねることが合理的である。ただし、研究におけるグッドプラクティスに対する研究組織のトップレベルの支持と支援ならびに教育、研修、監督を通じたグッドプラクティスの導入があってはじめて、研究者が個々の責任および自らの研究組織、ひいては研究コミュニティに対して負う連帯責任を自覚できるようになることを認識しておく必要がある。
- 1.8 本規範において「研究 (research)」とは、Research Assessment Exercise (年に一度、英国政府が学術機関に対して行う研究成果の公的な調査および査定、Research Assessment Exercise 2008、34 ページ参照) で使用される「研究」の定義と同様である。
- a) 『「研究」は、知識および見解を得るために実施される独創的な調査活動と考えることができる。研究には、商工業のニーズおよび公共・ボランティア部門に直接関連するもの、学術 (scholarship) \*、新しいまたは飛躍的に向上した洞察をもたらすアイデア・イメージ・パフォーマンス・デザイン等のアーチファクトの発明や創造、新しいまたは飛躍的に向上した素材、機器、製品、プロセス (デザインや建設等) を生み出す実験開発での既存の知識の使用等が含まれる。素材・部品・プロセス (国の基準の管理・更新等に使用) の試験や定期的な分析は、新たな分析法の開発とは異なるため、研究には該当しない。独創的な調査を含まない教材の開発も研究には該当しない。』
  - b) 「\*学術 (scholarship) は、辞書、学問書、カタログ、主な研究データベースへの貢献等の形式による、テーマや分野の知的インフラの創造・開発・維持として定義される。」
- 1.9 同様に本規範における「研究組織・機関 (organisation)」は、研究を実施・主催する組織、研究に出資する組織、研究者を雇用・支援する組織、学生に研究を指導する組織、研究の実行を支援する組織を指す。「研究者 (Researchers)」は、研究を行うすべての人員を指し、従業員、請負人、コンサルタント、研究を行う学生、客員または名誉スタッフ、共同治験契約スタッフ・名誉契約 (honorary contracts : ボランティアベースで研究に参加するスタッフ) 等が挙げられる。

- 1.10 研究組織のなかには、学部学生にも本規範を適用することを希望する可能性もある。その場合には、組織の方針の中で本規範の適用を明確にすべきであり、組織は特に学生の研究者にどのような教育・研修・監督・支援を提供すべきか検討する必要がある。こうした組織は、学生研究者に対して、自らの研究が研究活動に関する組織の方針や手順に準拠しなければならないことを明確に示すべきである。
- 1.11 本規範の作成で使用した情報源は、別紙に掲載している。UKRIO は、2009 年に草案作成で広く意見を募った際に知見を提供して本規範作成に貢献して頂いた個人や組織の皆様にもこの場を借りて感謝の意を表したい。

#### 初版の脚注

- a) UKRIO は、本規範を定期的に見直し、初期段階では毎年見直すつもりである。UKRIO は、現状板を見直して新たな情報や知見を提供してくれる組織や研究者からのフィードバックを歓迎している。
- b) 本規範は、最終的には UKRIO のウェブサイト ([www.UKRIO.org](http://www.UKRIO.org)) 上でオンライン文書形式、ハードコピーおよび PDF 形式で公表する。本規則オンライン版では、研究コミュニティが特定のセクションにフィードバックを提出したり、研究におけるグッドプラクティスに新たな要素を提案できるような仕組みを組み入れる。
- c) 組織および研究者には、本規範の年次更新を確認するために UKRIO のウェブサイトを適宜確認することを推奨する。UKRIO のウェブサイトは、研究におけるグッドプラクティスや研究不正行為に関連するあらゆる問題に関して第三者の専門家から公表できない助言や指針を得るための UKRIO への問い合わせ方法も掲載している。



## 2. 原則

- 2.0.1 研究組織および研究者は、研究に関する責任や価値を規定した以下の原則を遵守すべきである。当然のことのように思われる要素や一部重複もあるが、これらの原則は、研究に関わる全ての研究者や研究組織に対して、研究の成果が及ぼす大きな影響について考察し、本規範のような行動規範を単に遵守すべき手順と見なすのではなく、質の高い研究活動に内在する現実的・倫理的・知的な課題に厳格に取り組むよう奨励することを目的としている。
- 2.0.2 研究組織や研究者は、セクション3に記載するコアスタンダードおよび内表紙の「研究者向け推奨事項チェックリスト」を実行・遵守する際にはこれらの原則を参照すべきである。
- 2.1 卓越性 (EXCELLENCE) : 研究組織や研究者は、研究を実施する際には卓越性、すなわち優れた研究を成し遂げるために努力し、最高の質の研究成果を生み出し発信することを目指すべきである。本規範、原則、基準は、これらの目標をサポートすることを意図している。
- 2.2 誠実 (HONESTY) : 研究組織は、研究における公正さを育みサポートする研究文化を創造・維持するよう努力するべきである。研究者は、自身の研究および他者の研究に対して誠実である必要がある。研究者は、データおよび研究結果の精度を確保し、他者の協力を適切に公表し、不正行為を行わず、また不正行為を隠蔽しないよう最善を尽くすものとする。
- 2.3 公正 (INTEGRITY) : 研究組織や研究者は、研究分野に関するあらゆる法的・倫理的要件に準拠しなければならない。彼らは、研究に関する利害の衝突の可能性または実際の衝突を公表して必要に応じてそれらを解決するための措置を講じる。
- 2.4 協力 (CO-OPERATION) : 研究組織や研究者は、秘密情報への配慮を条件として、アイデア、研究方法、データ、研究結果、ディスカッション、調査、ディベート等の情報のオープンな交換を推進する。
- 2.5 アカウンタビリティ (ACCOUNTABILITY) : 研究組織や研究者は、一般大衆に対して自らが行う研究活動すべての最終的な説明責任を負うことを認識し、その認識に基づいて行動する。また、実施中の研究がプロジェクトに関する合意事項や条件に準拠し、適切なガバナンスの下で透明性を確保していることを保証すべきである。研究者は、自らの研究分野の専門団体の要件や指針を遵守する必要がある。規制のある専門職に就く研究者は、その専門職を規制する当局の要件および指針に従わなければならない。
- 2.6 研修とスキル (TRAINING AND SKILLS) : 研究組織は、組織の研究者が要求された規準で研究を実施できるように、研究者に対して研修や能力開発の機会および必要なリソースを提供すべきである。また、研修や能力開発の未対応のニーズを特定して研究者をサポートする必要がある。研究者は、提案された研究チーム内でまたは関連分野の専

門家と協力して、研究活動に必要なスキルを備え研修を受けリソースを確保し、特定された未対応ニーズを報告しその対応策を策定すべきである。

- 2.7 安全 (SAFETY) : 研究組織や研究者は、研究に関与する人々すべての尊厳、権利、安全、福利を保証し、研究テーマ、患者、参加者、研究者等に対する不合理なリスクや損傷を避けるべきである。研究に関わる人々の尊厳、権利、安全、福利に関する憂慮事項を報告し、それらに対処する。研究は、リスクを負うだけの価値のあるメリットが見込まれる場合にのみ、着手し継続する必要がある。

### 3. 研究組織と研究者の基準

3.0.1 研究組織と研究者は、以下のコアスタンダードに準拠すべきである。これらは、セクション2の原則に照らして解釈する。各スタンダードは以下の順に適用される。

- a) 研究組織と研究者
- b) 研究組織
- c) 研究者

#### 3.1 研究におけるグッドプラクティスに関する一般敵な指針

3.1.1 研究組織と研究者は、研究に適用されるあらゆる法的・倫理的要件およびその他のガイドラインに準拠しなければならない。これには、(該当する場合には) 倫理審査のための研究案の提出や、審査結果の遵守等も含まれる。また、研究プロジェクトが倫理・法規制当局等あらゆる関連団体の認可を受けることを保証しなければならない。

3.1.2 英国に拠点を置く研究組織や研究者が他国で研究する、または研究に協力する場合、英国および研究実施国の双方の法的・倫理的要件に準拠すべきである。同様に、英国で主催される研究プロジェクトに参加する英国以外の国に拠点を多く研究組織や研究者は、英国および自身が拠点を置く国の双方の法的・倫理的要件に準拠する必要がある。

3.1.3 研究組織と研究者は、すべての研究プロジェクトの着手前に十分な保険および賠償を取り決めておくようにすべきである。

3.1.4 研究組織は以下を実施すべきである。

- a) 研究におけるグッドプラクティスを研究戦略や方針の不可欠な一部として組み込む。
- b) 研究におけるグッドプラクティスの原則(セクション2参照)を網羅し、本規範に規定する基準に関する詳細な指針を提供する明確な方式と手順を確立する。
- c) これらの方針や手順が、保健衛生や安全、活動中に発生する憂慮事項、財務・知的財産の管理、公平性と多様性に関する方針のような組織の既存方針を補完しそれらと矛盾しないようにする。
- d) 研究者にかかる方針および手順を理解させるとともに、研究組織の指揮下で進められるすべての研究に方針および手順を確実に準拠させる。
- e) 研究者に研修・リソース・支援を提供して、研究者が方針および手順を理解し準拠できるようにする。
- f) 研究におけるグッドプラクティスを研究活動の日常的な研究作業の一環と見なすよう研究者を促す。
- g) 方針および手順の適合性および効果の評価結果をモニタリングして、必要に応じて方針および手順を見直す。

3.1.5 研究者は以下を実施すべきである。

- a) 倫理基準の高い研究を実施する責任を認識する。
- b) 研究におけるグッドプラクティスに関する研究組織の方針と手順を理解する。
- c) 研究が研究組織の方針と手順に準拠し、必要に応じて研究組織の指針を参照する。
- d) 研究組織と協力して、研究遂行に必要な研修を受け、リソースや支援を得られるようにする。
- e) 研究におけるグッドプラクティスに関する指針の作成・改訂方法を研究組織に提案する。

## 3.2 リーダーと監督

- 3.2.1 研究組織と研究者は、研究における高い倫理基準、相互協力、プロフェッショナリズム、率直で正直なアイデアの交換を促進・支援する環境を育み維持すべきである。また、研究における優れた行動が推進され、不適切な行動が特定・対策される組織文化を構築すべきである。
- 3.2.2 研究組織は、研究および研究者に方向性を示して研究を監督し、研究組織と研究の管理者のアカウントビリティの違いを明確に規定する。研究組織は、研究を実施するための法的・倫理的要件を満たすよう監督者と研究者を支援する必要がある。研究組織は、組織に所属する研究者のキャリア開発を推進し、新任の研究者には研修やメンタリングを提供するものとし、また監督や他の研究者の能力開発を担当する人物にも研修や支援を提供すべきである。研究組織は、「Concordat to Support the Career Development of Researchers (研究者のキャリア開発を支援する合意)」の原則を支持する必要がある。
- 3.2.3 他の研究者の監督や能力開発に関与する研究者はその責任を認識して、他の研究者がその役割を果たすために必要な研修、時間、リソースを確保できるようにし、必要に応じて支援を要請すべきである。

## 3.3 研修とメンタリング

- 3.3.1 研究組織は、研究者が各自の義務を遂行しキャリアを通じて知識とスキルを積み重ねられるよう、研究者に研修を提供すべきである。これには、担当する研究のデザイン・実施・情報発信に関する研修を含むものとする。研究組織は、研修や能力開発に未対応のニーズの特定に関して研究者を支援する必要がある。また、新任研究者の研修やキャリア開発を支援するために適格なメンターを用意し、キャリア開発を進めている研究者にはキャリア開発と教育の機会を提供すべきである。セクション 3.2.2 で詳述するように、研究組織は、「Concordat to Support the Career Development of Researchers (研究者のキャリア開発を支援する合意)」の原則を支持するべきである。
- 3.3.2 研究組織は、学生研究者に対して特別な支援を提供するべきである。研究組織は、学生研究者に、どのような基準や組織の方針・手順への準拠を求めているか、理解してもらう必要がある。

3.3.3 研究者は、それぞれの義務遂行のために、およびキャリアを通じて知識とスキルを育成できるように研修を受けて、常に最新のスキルを習得しておくために必要に応じて繰り返し研修を受けるものとする。研究者は、研修の受ける必要性を見極めて、マネージャーやその他彼らが所属する組織が指定する適切な管理者にその旨を報告すべきである。セクション3.2.3を参照すること。

### 3.4 研究設計

3.4.1 研究組織と研究者は、研究プロジェクトを設計する際には、以下を徹底する。

- a) 研究案が適切な疑問に取り組むものであり、対象とする主題に対する既存の知識に新たな知見を加えること、または新たな研究方法を確立することを目的として計画されている。
- b) 研究設計が、設定された問いに対して妥当であり、これまでの先入観の潜在的根本原因に取り組んでいる。
- c) データの収集・分析・管理方法を含む研究のデザインと遂行が、事前に設定された研究計画やプロトコルで詳細に規定されている。
- d) 研究案を実行するために必要なすべてのスキルと経験が、提案された研究チーム内に、または関連分野の専門家の協力を得て確保されている。
- e) 研究案を実行するために十分なリソースが確保されており、それらのリソースが関係するすべての基準を満たしている。
- f) 前述の内容に関する問題が、研究着手前にできる限り解決されている。

3.4.2 研究組織（該当する場合）と研究者は、以下を判断するために研究計画のリスク評価を実施すべきである。

- a) 倫理的問題はないか、倫理審査が必要か。
- b) 研究組織、研究、または研究者・研究参加者の健康、安全、福利に対するリスクはないか。
- c) 研究にはどのような法的要件が適用されるのか。

3.4.3 研究組織と研究者は、研究設計が倫理的・法的またはピアレビューで承認されている場合には、その後設計が変更されると、その変更が研究の整合性を損なわないか、または以前の合意条件に違反しないかを確認するために、再度適切なレビューを受けるようにする。

3.4.4 研究組織は、研究案や研究結果が違法または有害な目的に悪用されるリスクがある場合に、こうしたリスクを特定して対応策を講じるためのシステムを確立するべきである。研究組織はこうしたシステムの存在を研究者に周知し、かかるリスクが特定される場合に問題となるプロジェクトに携わる研究者に指針やサポートを提供する必要がある。

3.4.5 研究者は、研究案が違法または有害な目的に悪用される可能性のある研究結果をもたらす可能性のあるリスクを予想できるよう努力すべきである。研究者は、所属する研究組織の適切な人物にあらゆるリスクを報告し、彼らの助言を仰ぎ、リスクを最低限に抑える措置を講じる必要がある。

3.4.6 研究者は、研究報告が出版のために提出される場合には、査読者およびジャーナルの編集者に研究設計を提示できるように準備しておく必要がある。

### 3.5 共同研究作業

3.5.1 研究組織と研究者は、別の法的・倫理的要件やガイドラインが追加で適用される場合があるため、異なる国の参加者が関与するプロジェクトまたは研究活動が英国以外の国で実施されるプロジェクトには特に注意を払うべきである。セクション 3.1.2、3.7.2、および 3.8.2 を参照すること。

3.5.2 研究組織は、他のパートナー組織と連携して、共同研究を実施するための共通の基準や手順に合意し、それらを準拠するべきである。これには、想定される課題や問題に関する決議、研究不正行為疑惑が発生した場合はその調査等が含まれる。

3.5.3 研究者は、実施中の共同研究に関与する組織が遵守すべき研究活動の基準と手順を把握しておかなくてはならない。また、共同研究組織に関連する契約上の要件を理解し、必要に応じて指針や支援を要請し、問題や不正に気付いた場合はその旨を迅速に適切な人物に報告すべきである。

3.5.4 研究者は、共同研究の結果発生する可能性のある問題を予測して、その対処方法について事前に合意し、研究チームの全メンバーにあらゆる決定事項を通知するべきである。特に、研究プロジェクトにおける自身の役割や貢献の内容が、研究を進めていく過程で法的・倫理的要件に従い変化する可能性があることを認識して、プロジェクトに関与する研究者の具体的な役割および知的財産・出版・オーサーシップの帰属に関して合意するよう努力すべきである。

### 3.6 利害の衝突

3.6.1 研究組織と研究者は、利害の衝突（財務上の問題などの個人または組織の検討事項）が研究に悪影響を及ぼす可能性があることを認識しておく必要がある。利害の衝突は、研究における不適切な行動を防ぎ、不正行為を未然に防ぐために特定・公表・対処する必要がある。

3.6.2 利害の衝突に対処する際には、それが研究の信頼性や整合性を致命的に損なうリスクを伴う類のものであり重大なものか（そうしたリスクを伴う場合は、研究者や研究組織は、研究を継続するべきではない）、または研究活動や研究報告に関する公表や特別の予防措置を通じて適切に対処することが可能か判断する必要がある。

3.6.3 研究組織は、利害の衝突に取り組むために書面化した明確な方針を用意し、そこで、利害の衝突を特定・公表・対処する方法に関する研究者への指針を示すべきである。さらに研究組織は、研究者に対して組織の利害の衝突に関する方針を広く知らしめて説明する必要がある。研究組織は、研究者に、研究の実施・報告における利害の衝突を認識・開示・対処することの重要性を理解させるべきである。

- 3.6.4 研究組織は、利害の衝突への組織内部の対処方針の要件だけでなく資金提供団体の要件などの利害の衝突に関する組織外部の要件にも準拠すべきである。研究組織の代表者およびその他の上級スタッフは、組織レベルでの利害の衝突の可能性または実際の衝突を認識し、対処できるように、そうした事態が発生した際に開示すべきである。
- 3.6.5 研究者は、利害の衝突への組織内部の対処方針だけでなく資金提供団体の要件などの利害の衝突に関する組織外部の要件にも準拠すべきである。これには、研究に関連する利害の衝突の可能性または実際の衝突を、マネージャー、所属する研究組織が指定する適切な人物、研究を審査する倫理委員会に公表することが含まれる。また、研究の知見をミーティングや出版物で発表する際も、利害の衝突について公にする必要がある。研究者は、利害の衝突に気づいたら直ちに開示すべきである。
- 3.6.6 研究者は、利害の衝突に関して所属組織や関連する倫理委員会からの指示に従うことに同意すべきである。

### 3.7 ヒト被験者、ヒト由来試料、個人情報に関与する研究

- 3.7.1 研究組織と研究者は、ヒト被験者、ヒト由来試料、または個人情報に関与する研究では、すべての法的・倫理的要件およびその他の適用ガイドラインに準拠しなければならない。研究プロジェクトが、高齢者・子供・精神疾患のある人々等の社会的弱者集団、および極秘研究や参加者に研究情報の完全な開示を行わないその他の研究に関わる場合は、適切な配慮をとる必要がある。研究参加者の尊厳・権利・安全・福利は、どのような研究活動においても最優先で考慮されなければならない。研究は、リスクを負うだけの価値のあるメリットが見込まれる場合にのみ着手し継続すべきである。
- 3.7.2 英国に拠点を置く研究組織および研究者が他国で研究を実施する、または研究に協力する場合、英国および研究実施国の双方の法的・倫理的要件に準拠すべきである。同様に、英国で主催される研究プロジェクトに参加する海外に拠点を置く研究組織と研究者は、英国および自身が拠点を置く国双方の法的・倫理的要件に準拠する必要がある。
- 3.7.3 研究組織と研究者は、研究のヒト被験者に関する個人情報および研究プロジェクトに関与するヒト由来試料の秘密情報を保護し安全を確保するべきである。
- 3.7.4 英国保健省や国民保健サービスと連携する、それらのために活動する、またはそれらの主導の下で働く研究組織と研究者は、保健省の「保健衛生とソーシャルケアの研究ガバナンスの枠組み」(Research Governance Framework for Health and Social Care) や National Research Ethics Service の「申請者向け指針 (Guidance for Applicants)」等の関連ガイドラインすべてに準拠しなければならない。ヒト用の医薬品の治験に関与する研究組織や研究者は、「臨床試験実施に関する基準 (Good Clinical (Research) Practice)」の原則に遵守すべきである。
- 3.7.5 研究組織は、ヒト被験者、ヒト由来試料が関与するまたは個人情報が使用される研究プロジェクトが適切な倫理的・法的およびピアレビューの対象となるようなシステムを確立すべきである。かかるシステムには、研究プロジェクトが、倫理的・法的・そ

の他の面に関連するあらゆる団体に承認されていることを保証する仕組みを含めるべきである。

- 3.7.6 研究組織はまた、ヒト被験者が関与するプロジェクトの場合、被験者のニーズと能力に特に考慮して、インフォームドコンセントを得るための適切な手順を確立しそれが遵守されるシステムを構築すべきである。
- 3.7.7 研究組織は、研究のヒト被験者の個人情報および研究プロジェクトに関与するヒト由来試料の秘密保持および安全を保障するシステムを構築すべきである。
- 3.7.8 研究組織は、所属研究者に前述のシステムを理解させて、関連するすべての指針および法的・倫理的枠組みを利用できるようにするべきである。
- 3.7.9 研究者は、ヒト被験者・ヒト由来試料・個人情報が関与する研究プロジェクトに関連するあらゆる倫理委員会のレビューに提出し、そのレビュー結果に従わなければならない。研究者は、かかる研究プロジェクトについて、倫理的・法的・その他の面に関連するあらゆる団体から必要な承認を得なければならない。
- 3.7.10 ヒト被験者が関与するプロジェクトの研究者は、高齢者、子供、精神障害のある人々等の社会的弱者集団のニーズや能力を特に考慮して、参加者に適切な手順を通じて適切な形で適切で正確な情報を提示して、彼らからインフォームドコンセントを得られるようにしなければならない。
- 3.7.11 研究者は、事前に合意していない限り、また法規制または倫理的・法的・その他の面に関連するあらゆる団体が課す制限を条件として、研究の過程で収集されたデータが報告書だけでなく、学術発表やその後の出版物や会合を通じて、個人を特定できないような形で様々に開示される可能性があることを通知するべきである。
- 3.7.12 規制が適用される職業に就いている研究者は、ヒト被験者、ヒト由来の試料、個人情報が関与する研究が彼らの職業を規制する団体が設定する基準を遵守することを保証しなければならない。
- 3.7.13 研究者は、ヒト被験者が関与するあらゆる臨床研究の結果を発表する義務を有する。さらに、政府は、政策として保健衛生やソーシャルケアに影響を及ぼす研究や研究結果に関する情報へのパブリックアクセス推進を進めており、「試験 (Trial)」は公的記録簿に登録すべしという原則もその一環である。。ここでいう「試験」とは、臨床の場で実施される試験だけでなく、保健衛生の介入支援に関するあらゆる比較研究を指す。
- 3.7.14 研究者が研究のヒト被験者に不合理なリスクや損傷が及ぶ可能性があると考えられる場合は、その旨を直属の上司や所属する組織が指定する適切な人物に報告する必要がある、さらに必要な場合は適切な規制当局にも報告しなければならない。同様にヒト由来試料の不適切なもしくは認可を受けていない使用や保管または個人情報の不適切な使用や保存についての検討事項も報告すべきである。



### **3.8 動物が関与する研究**

- 3.8.1 研究組織と研究者は、動物が関与する研究がすべての法的・倫理的要件およびその他の適用ガイドラインに準拠しているようにすべきである。研究プロジェクトへの動物の関与を削減、代替、改善する機会がないかを検討し、関連する指針を参照すべきである。
- 3.8.2 英国に拠点を置く研究組織と研究者が他国で研究を実施する、または研究に協力する場合、英国および研究実施国の双方の法的・倫理的要件に準拠すべきである。同様に、英国で主催される研究プロジェクトに参加する海外に拠点を置く研究組織と研究者は、英国および自身が拠点を置く国双方の法的・倫理的要件に準拠する必要がある。
- 3.8.3 研究組織は、動物が関与する研究プロジェクトが倫理的・法的およびピアレビューの対象となるシステムを確立すべきである。かかるシステムには、研究プロジェクトが、倫理的・法的・その他の面で関連するあらゆる団体に承認されていることを保証する仕組みを含めるべきである。
- 3.8.4 研究組織は、所属研究者に前述のシステムを理解させて、関連するすべての指針および法的・倫理的枠組みを利用できるようにするべきである。
- 3.8.5 研究者は、動物が関与する研究プロジェクトを関連するあらゆる倫理委員会のレビューに提出し、そのレビュー結果に従わなければならない。研究者はまた、かかる研究プロジェクトについて、倫理的・法的・その他の面で関連するあらゆる団体から必要な承認を得なければならない。
- 3.8.6 研究者が研究に関与する動物に不合理なリスクや損傷が及ぶ可能性があると考えられる場合は、その旨を直属の上司や所属する組織が指定する適切な人物に報告する必要がある。さらに必要な場合は適切な規制当局にも報告しなければならない。

### **3.9 保健衛生と安全**

- 3.9.1 研究組織と研究者は、自らの主導の下で実施されるまたは自らが責任を負うすべての研究について、保健衛生と安全に関する法規制のすべての要件を満たし、確実にグッドプラクティスを実践するべきである。また、紛争地帯での社会研究等、特定のタイプの研究が保健衛生と安全に関する問題を提起する可能性があることに留意すべきである。有毒・有害な可能性のある試料が使用されるまたは環境に悪影響を及ぼす可能性のある研究すべてについて、あらゆる法的要件およびその他の適用するガイドラインを遵守する必要がある。
- 3.9.2 研究組織は、かかる研究がその組織の保健衛生と安全に関する方針に従ってあらゆる形態の適切なレビューを受けるシステムを確立すべきである。
- 3.9.3 研究者は、研究をあらゆる形態の適切なレビューに提出して、レビュー結果に従うべきである。

### **3.10 知的財産**

- 3.10.1 研究組織と研究者は、研究に関する契約や合意に知的財産の所有権や使用に関する規定が含まれていることを確認する必要がある。知的財産には、研究データや研究結果、

アイデア・プロセス・ソフトウェア・ハードウェア・研究器具や装置、材料や試料、学術書や科学書等の文学作品・研究書等が含まれる。

- 3.10.2 研究組織と研究者は、研究や研究結果の事前開示が結果として商業的な知的財産を無価値にする可能性のある場合は、それらを実施するべきではない。ただし、研究組織と研究者は、公的資金または慈善活動の資金を使用して発見したもしくは開発した知的財産は社会全体にその有益な効果をもたらすために発表する必要があるという前提を念頭において置かなければならない。この前提は、かかる公表に対して明示的な規制が適用される場合は却下される可能性がある。知的財産の保護を保留にする発表や公表の遅延は、最小限に抑えるべきである。
- 3.10.3 研究組織と研究者は、資金提供団体が要求する知的財産に関する追加条件に準拠するべきである。
- 3.10.4 研究組織は、組織の標準指針が適用しない場合を明示すべきである。たとえば、大学は、学術誌や書籍の出版のために準備した記事の著作権を放棄する 경우가非常に多い。
- 3.10.5 研究者は、できる限り早期に知的財産に関する問題の発生を予測するように努めるとともに、その対処方法を事前に研究者同士で合意して、研究チームの全員に決定事項を通知しておくべきである。

### 3.11 財務

- 3.11.1 研究組織と研究者は、研究に関する助成金や契約の条件に遵守することを保証すべきである。
- 3.11.2 研究組織は、試料・装置等の研究用リソースの購入や調達および研究プロジェクトのスタッフ雇用に関するガイドラインを発表すべきである。このガイドラインには、リソースの所有権およびそれらを使用する研究者の権利を明記しておく必要がある。研究組織はまた、研究プロジェクトに関する財務のモニタリングと監査の手順を確立すべきである。
- 3.11.3 研究者は、研究プロジェクトに関する資金の使用と管理に関する組織のガイドラインに準拠すべきである。また、研究プロジェクトに関する財務のモニタリングと監査に協力し、憂慮事項や異常に気づき次第すぐに適切な人物に報告する必要がある。

### 3.12 データの収集と保存

- 3.12.1 研究組織と研究者は、データの収集・使用・保存に関して、あらゆる法的・倫理的要件および資金提供団体や組織の要件に準拠すべきであり、特に個人情報については、情報保護に関する法規制要件に留意する必要がある。研究組織と研究者は、第三者に対してまたは知的財産権を保護するために研究が行われている場合には、秘密情報を守らなければならない。研究組織と研究者は、守秘義務に関する既存の合意を条件として、出版に関する研究データが他の研究者とのディスカッションで使用できるようにすべきである。
- 3.12.2 法的・倫理的要件またはその他の要件を条件として、プロジェクト終了から法律上定められた期間または指定がない場合には最低3年間、データを完全な状態で保存すべ

きである。データは、法規制に依る制限や一般的守秘義務原則を条件として、第三者が検索・読み取りできる形で保存する必要がある。

3.12.3 研究組織と研究者は、データ保存に関して研究テーマ特有の要件に準拠すべきである。例えば、保健衛生や生体臨床医学のような分野では、極めて長期間研究データを保存することが求められる場合がある。

3.12.4 合意した保存期間が過ぎたため、または法的・倫理的理由で研究データを削除または破壊する場合には、法的・倫理的要件、および研究資金提供団体や研究組織の要件のすべてに従って、さらに守秘義務と安全性に特に注意したうえで実施しなければならない。

3.12.5 研究組織は、研究者がデータを正確かつ効率的に収集して安全で利用しやすい形で保存できるように、手順、リソース（物理的スペースを含む）、事務管理面のサポートを整備すべきである。

3.12.6 研究者は、データの収集・分析・管理方法、ならびに重要データが最終的に公開される方法とその形態について、プロジェクト設計の初期段階で検討すべきである。

3.12.7 研究者は、正確に、効率的に、かつ研究プロジェクトで合意した設計に従ってデータを収集するとともに、安全で利用しやすい形でデータを保存すべきである。

### 3.13 モニタリングと監査

3.13.1 研究組織と研究者は、研究プロジェクトがあらゆるモニタリングと監査の要件に準拠するよう努める。研究組織と研究者は、かかるモニタリングや監査を履行する担当の研究者がその任務を果たせるように十分な研修・リソース・サポートを提供すべきである。

3.13.2 研究組織は、研究プロジェクトがグッドプラクティス、法的・倫理的要件、その他のあらゆるガイドラインに則って進められ、リスクベースのバランスのとれたアプローチを採用していることを保証するために、研究プロジェクトをモニタリングし監査すべきである。

3.13.3 研究者は、プロジェクト設計の初期段階でモニタリングと監査の要件を検討すべきである。

3.13.4 研究者は、適格な団体が実施する自身の研究プロジェクトのモニタリングと監査に協力し、必要に応じてモニタリングと監査を請け負う。研究者は、自身の研究プロジェクトのモニタリングと監査の結果を支持すべきである。計画外のモニタリングと監査が必要であると認識した場合には、その旨を適切な人物に報告すべきである。

### 3.14 ピアレビュー

3.14.1 研究組織と研究者は、研究と研究結果の出版・公表、研究助成金申請の評価、研究プロジェクトの倫理審査において、ピアレビューがグッドプラクティスの重要な一部であることを認識すべきである。

- 3.14.2 研究組織は、研究者が会合、学術誌等の刊行物、助成金申請、研究案の倫理審査のピアレビューアとして活動することを奨励し、ピアレビューアとして活動する研究者をサポートすべきである。研究組織は、綿密かつ客観的に作業し、守秘義務を遵守するピアレビューアの義務を認識すべきであり、直接的であれ間接的であれ、ピアレビューアに対して、かかる義務に違反するよう圧力をかけてはならない。
- 3.14.3 ピアレビューを実施する研究者は、最高水準の綿密さと客観性をもって実施すべきであり、ピアレビューを実施する組織のピアレビューに関するガイドラインを遵守する必要がある。
- 3.14.4 研究者は、守秘義務を遵守し、レビューを要請した組織の明示的な書面による承認なしにレビュー対象資料を保存したり複製してはならない。研究者は、著者の明示的な承認なしに、レビュー対象の論文から研究設計や研究結果を利用してはならず、他の人々に対しても利用を認めてはならない。ピアレビューアとして活動する研究者は、関連する利害の衝突を公表しなければならない。
- 3.14.5 研究者は、ピアレビュー実施中に、盗用 (plagiarism)、捏造 (fabrication)、改ざん (falsification) 等の不正行為の可能性に気付いたり、研究の設計や実施に関する倫理的な問題に直面する場合がある。こうした場合、研究者は、関連する学術誌の編集者や関連する助成金提供団体や倫理委員会の代表者等のレビューを要請した組織の適切な代表者に、秘密裏にその旨を通知すべきである。
- 3.15 出版とオーサーシップ**
- 3.15.1 研究組織と研究者は、研究とその結果のすべてを正確にかつ誤解を招くような抜粋をせず出版・公表する義務を受け入れなければならない。
- 3.15.2 研究組織は、研究のスポンサーや資金提供者が研究やその結果を出版する研究者の義務を尊重し、適切な出版・公表を妨げたり差し止めず、研究結果の発表や解釈に不適切な影響を与えようとしなないことを保証すべきである。
- 3.15.3 研究組織は、秘密情報や専有情報、特許や知的財産に関する問題、公衆衛生に深刻な影響を及ぼす研究結果、契約の義務や法的義務、メディアや一般大衆からの関心に関連する研究やその結果を出版・公表する研究者に指針を与える研修やサポートを提供すべきである。
- 3.15.4 研究者は、研究プロジェクトにおける自身の役割や貢献の内容が、研究を進めていく過程で法的・倫理的要件に従い変化する可能性があることを認識した上で、発表やオーサーシップ、特に協力者や貢献・寄付者の役割に関する問題にプロジェクト設計の早い段階から取り組むべきである。出版やオーサーシップに関する決定は、研究者同士で合意して、研究チームの全員に決定事項を通知するべきである。
- 3.15.5 オーサーシップは、研究成果に知的なまたは実用的な著しい貢献を果たした寄付者・貢献者や協力者に限定すべきである。オーサーシップの基準を満たさない人物は、発表内容から除外するべきである。オノラリーオーサー (honorary author) やゲストオーサー (オーサーシップ基準を満たさない者) にはオーサーシップを付与すべきでは

ない。研究者は、研究発表の著者（オーサー）として名を連ねる者はだれであれその発表内容に公的な責任を負い、その精度を保証するとともに、成果への貢献を明確に示すことができなければならない、ということ認識すべきである。

- 3.15.6 研究者は、オーサーシップの基準に満たない貢献者全員の貢献内容を謝辞のセクションに掲載すべきである。研究のすべての資金提供者およびスポンサーには明示的に謝辞を示し、競合する利益はすべて明記する。
- 3.15.7 研究者は、研究で参照・利用したすべての資料を適切に公表し、研究発表において資料を大量に使用している場合は、資料の各所有者から許可を得なければならない。
- 3.15.8 研究者は、所定期間内のオープンアクセスレポジトリでの研究およびその結果の発表に関して、資金提供者等の団体が規定した条件に準拠しなくてはならない。
- 3.15.9 研究者は、会合や出版で研究結果を報告する場合に、研究に関する利害の衝突の可能性や実際の衝突のすべてを公表すべきである。
- 3.15.10 研究者は、一定期間の間に複数の出版社に研究報告を提出すること（二重投稿）、または以前の出版について情報開示・適性公表をせずに複数の出版で研究結果を発表すること（重複出版）は許されない行為であることを心得るべきである。
- 3.15.11 研究やその結果を出版・公表することを阻止された、または研究結果のプレゼンテーションや解釈に不適切な影響を与えられそうになった研究者は、かかる問題が解決されるように、所属する組織の適切な人物にその旨を相談すべきである。

### 3.16 研究活動における不正行為

3.16.1 研究組織は、何を研究不正行為とみなすかを定義して、それを研究者に周知しなければならない。UKRIO では、以下に挙げる要素などを研究活動における不正行為とみなしている。

- a) 捏造
- b) 改ざん
- c) データ、利益、関与に関する虚偽表示
- d) 盗用
- e) 以下の責任の履行における承認済手順の不準拠または正当な注意義務の不履行
  - i) 以下に対する不合理なリスクや損傷の回避
    - ヒト
    - 研究で使用する動物
    - 環境
  - ii) 研究の過程で収集した個人に関する部外秘/秘密情報の適切な処理

3.16.2 研究組織は、研究活動における不正行為の疑惑を調査する手順を確立・公表して（セクション 3.1.4 参照）、かかる疑惑が遅滞なく徹底的かつ公正に調査されることを保証

すべきである。UKRIO「研究不正行為の調査手順（Procedure for the Investigation of Misconduct in Research）」は、徹底的にかつすべての当事者に平等な研究不正行為疑惑調査の標準的プロセスについて説明している。

- 3.16.3 研究組織は、研究活動における不正行為疑惑の調査を担当し、研究者および学術誌のような外部組織が研究活動に関する憂慮事項について問い合わせることのできるスタッフを1名もしくは複数任命し、それを発表すべきである。研究組織は、疑惑を調査するスタッフが任務を果たすために必要な研修・リソース・サポートを彼らに提供・保証すべきである。
- 3.16.4 研究組織は、研究不正行為が許されるものではなく、報告すべき行為であること、研究不正行為を犯したことが明らかになった研究者は、懲戒処分対象となること、規制が適用される職業に研究者が就いている場合は、研究における深刻な不正行為がかかる職業を規制する団体に通知されることを研究者に対して明示すべきである。研究組織はまた、不正行為を犯していなかったことが確認された研究者をサポートして彼らの評判および問題となった研究プロジェクトの評判を回復させる適切な措置を講じることを明確にしておくべきである。
- 3.16.5 研究組織は、誠実な研究の実施について疑念を提起する人々を罰するのではなくサポートすべきである。かかるサポートは、疑念の提起または「告発」に関する組織の方針に従って行われるべきである。
- 3.16.6 研究者は、研究不正行為を構成する要因を把握して、それに気付いたらすぐに組織の関連手順に則って不正行為の疑いを報告すべきである。研究者は、研究におけるグッドプラクティスには研究活動に関する懸念の報告も含まれていることを認識して、要請があれば研究不正行為の調査に協力すべきである。研究者は、所属組織と協力して、誠実に研究活動に関する疑念を提起する人々や不正行為の疑いを晴らした人々をサポートすべきである。

# 謝辞および参考文献

UKRIO は、研究者のための研究行動規範の作成において以下の文書を使用したことについて、感謝申し上げます。また、2009 年の本規範草稿版に対するパブリックコメントで意見をお寄せいただいた個人・組織の皆様にも、その貢献に対して感謝申し上げたい。

Addenbrooke's NHS Trust, 2008. *Standard Operating Procedure (SOP) - General* [online]. Available from: [http://www.cuh.org.uk/resources/pdf/research/researchers/sops/research\\_governance\\_SOP\\_general\\_oct08.pdf](http://www.cuh.org.uk/resources/pdf/research/researchers/sops/research_governance_SOP_general_oct08.pdf) [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]

*Animals (Scientific Procedures) Act 1986* [online]. Available from: <http://www.archive.officialdocuments.co.uk/document/hoc/321/321-xa.htm> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]

Arts and Humanities Research Council, 2009. *Research Funding Guide* [online]. Available from: <http://www.ahrc.ac.uk/FundingOpportunities/Documents/Research%20Funding%20Guide.pdf> [Accessed 20<sup>th</sup> July 2009]

Association of the British Pharmaceutical Industry, 2006. *Code of Practice for the Pharmaceutical Industry* [online]. Available from: [http://www.abpi.org.uk/links/assoc/PMCPA/pmpca\\_code2006.pdf](http://www.abpi.org.uk/links/assoc/PMCPA/pmpca_code2006.pdf) [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]

Association of Medical Research Charities, 2002. *Guidelines on Good Research Practice* [online]. Available from: <http://www.amrc.org.uk/HOMEPAGE/?Nav=484,990> [Accessed 8th June 2009]

Bateson, P., Campbell, P., Cummings, L., Enderby, J., Harvey, P., Lewis, J., McNaught, A., Owen, M., Partridge, N., Sugden, A., von Radowitz, J. & Williamson, A., 2006. *Science and the Public Interest: Communicating the results of new scientific research to the public* [online]. London: Royal Society. Available from: <http://royalsociety.org/downloaddoc.asp?id=5559> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009].

Biotechnology and Biological Sciences Research Council, 2006. *Statement on Safeguarding Good Scientific Practice* [online]. Available from: [http://www.bbsrc.ac.uk/publications/policy/good\\_scientific](http://www.bbsrc.ac.uk/publications/policy/good_scientific)

[\\_practice.pdf](#) [Accessed 8th June 2009]  
Biotechnology and Biological Sciences Research Council, 2007. *Data Sharing Policy* [online]. Available from: [http://www.bbsrc.ac.uk/publications/policy/data\\_sharing\\_policy.pdf](http://www.bbsrc.ac.uk/publications/policy/data_sharing_policy.pdf) [Accessed 8th June 2009]  
British Academy, 2007. *Peer Review: The Challenges for the Humanities and Social Sciences* [online]. Available from: <http://www.britac.ac.uk/reports/peer-review/index.cfm> [Accessed 8th June 2009]  
British Academy, 2009. *Code of Practice for Consideration of Research Proposals* [online]. Available from: <http://www.britac.ac.uk/funding/guide/codepractice.cfm> [Accessed 8th June 2009]  
British Psychological Society, 2006. *Code of Ethics and Conduct* [online]. Available from: [http://www.bps.org.uk/the-society/code-of-conduct/codeof-conduct\\_home.cfm](http://www.bps.org.uk/the-society/code-of-conduct/codeof-conduct_home.cfm) [Accessed 8th June 2009]  
British Sociological Association, 2002. *Statement of Ethical Practice for the British Sociological Association* [online]. Available from: <http://www.britisoc.co.uk/equality/Statement+Ethical+Practice.htm> [Accessed 8th June 2009]  
Cardiff University, 2007. *Research Governance Framework for Cardiff University* [online]. Available from: <http://www.cardiff.ac.uk/racdv/resgov/forms/formsprocedures-sops-and-guidelines.html> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009].  
*Children Act 1989* [online]. Available from: [http://www.opsi.gov.uk/Acts/acts1989/Ukpga\\_1989041\\_en\\_1.htm](http://www.opsi.gov.uk/Acts/acts1989/Ukpga_1989041_en_1.htm) [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]  
Committee on Publication Ethics (COPE), 1999. *Guidelines on Good Publication Practice* [online]. Available from: <http://publicationethics.org/code-conduct> [accessed 8<sup>th</sup> June 2009]  
Committee on Standards in Public Life (originally the Nolan Committee), 1995. *First Report on Standards in Public Life* [online]. Available from: <http://www.archive.officialdocuments.co.uk/document/parlment/nolan/nolan.htm> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]  
Concordat to Support the Career Development of Researchers, 2008. *Concordat to Support the Career Development of Researchers* [online]. Available from: <http://www.researchconcordat.ac.uk/documents/concordat.pdf> [Accessed 8th June 2009]  
Council for Science and Technology, 2006. *Rigour, respect and responsibility: a universal ethical code for scientists* [online]. Available from: <http://www.cst.gov.uk/cst/reports/#Ethics> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]  
Council of Science Editors, 2009. *White Paper on Promoting Integrity in Scientific Journal Publications, 2009 update* [online]. Available from: [http://www.councilscienceeditors.org/editorial\\_policies/white\\_paper.cfm](http://www.councilscienceeditors.org/editorial_policies/white_paper.cfm) [Accessed 8th June 2009] *Data Protection Act 1998* [online]. Available from:

- [http://www.opsi.gov.uk/Acts/Acts1998/ukpga\\_19980029\\_e\\_n\\_1](http://www.opsi.gov.uk/Acts/Acts1998/ukpga_19980029_e_n_1) [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Department of Health, 2005. *Research governance framework for health and social care: second edition* [online]. Available from: [http://www.dh.gov.uk/en/Publicationsandstatistics/Publications/PublicationsPolicyAndGuidance/DH\\_4108962](http://www.dh.gov.uk/en/Publicationsandstatistics/Publications/PublicationsPolicyAndGuidance/DH_4108962) [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Directive 2001/20/EC of the European Parliament and of the Council on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States relating to the implementation of good clinical practice in the conduct of clinical trials on medicinal products for human use (“Clinical Trials Directive”), 2001 [online]. Available from: <http://www.eortc.be/Services/Doc/clinical-EU-directive-04-April-01.pdf> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Directive 2005/28/EC laying down principles and detailed guidelines for good clinical practice as regards investigational medicinal products for human use, as well as the requirements for authorisation of the manufacturing or importation of such products (“Good Clinical Practice Directive”), 2005 [online]. Available from: <http://eurlex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2005:091:0013:0019:EN:PDF> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Eckstein, S., ed., 2003. *Manual for Research Ethics Committees*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Economic & Social Research Council, 2005. *Research Ethics Framework* [online]. Available from: [http://www.esrcsocietytoday.ac.uk/ESRCInfoCentre/Images/ESRC\\_Re\\_Ethics\\_Frame\\_tcm6-11291.pdf](http://www.esrcsocietytoday.ac.uk/ESRCInfoCentre/Images/ESRC_Re_Ethics_Frame_tcm6-11291.pdf) [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Economic & Social Research Council, 2009. *Research Funding Guide* [online]. Available from: [http://www.esrcsocietytoday.ac.uk/ESRCInfoCentre/Images/ESRC%20Research%20Funding%20Guide%20July%2009\\_tcm6-9734.pdf](http://www.esrcsocietytoday.ac.uk/ESRCInfoCentre/Images/ESRC%20Research%20Funding%20Guide%20July%2009_tcm6-9734.pdf) [Accessed 20<sup>th</sup> July 2009]
- Employment Act 2002 [online]. Available from: [http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2002/ukpga\\_20020022\\_e\\_n\\_1](http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2002/ukpga_20020022_e_n_1) [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Engineering & Physical Sciences Research Council, 2006. *Guide to Good Practice in Science and Engineering Research* [online]. Available from: <http://www.epsrc.ac.uk/CMSWeb/Downloads/Other/GoodPracticeGuideSciEngRes.pdf> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- European Science Foundation, 2000. *ESF Science Policy Briefing 10: Good Scientific Practice in Research and Scholarship* [online]. Available from: <http://www.esf.org/publications/policy-briefings.html> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- European Science Foundation, 2008. *Stewards of Integrity. Institutional Approaches to Promote and Safeguard Good Research Practice in Europe* [online]. Available from: [http://www.esf.org/nc/publications/corporatepublications.html?tx\\_ccdamdl\\_cart%5Badd%5D=17719](http://www.esf.org/nc/publications/corporatepublications.html?tx_ccdamdl_cart%5Badd%5D=17719) [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Evans, I., Thornton, H., and Chalmers, I., 2006. *Testing Treatments: Better Research for Better Healthcare* [online]. London: The British Library. Available from: [www.jameslindlibrary.org/pdf/testing-treatments.pdf](http://www.jameslindlibrary.org/pdf/testing-treatments.pdf) [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Federation of American Societies for Experimental Biology, 2006. *Shared Responsibility, Individual Integrity: scientists addressing conflicts of interest in biomedical research* [online]. Available from: [http://opa.faseb.org/pdf/FASEB\\_COI\\_paper.pdf](http://opa.faseb.org/pdf/FASEB_COI_paper.pdf) [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- General Medical Council (2002). *Research: The Role and Responsibilities of Doctors* [online]. Available from: <http://www.gmc-uk.org/guidance/current/library/research.asp> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- General Medical Council (2006). *Good Medical Practice* [online]. Available from: [http://www.gmcuk.org/guidance/good\\_medical\\_practice/index.asp](http://www.gmcuk.org/guidance/good_medical_practice/index.asp) [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- General Medical Council (2008). *Consent: patients and doctors making decisions together* [online]. Available from: [http://www.gmcuk.org/guidance/ethical\\_guidance/consent\\_guidance/index.asp](http://www.gmcuk.org/guidance/ethical_guidance/consent_guidance/index.asp) [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- General Social Care Council, 2002. *Code of Practice for Social Care Workers* [online]. Available from: <http://www.gsc.org.uk/codes/Get+copies+of+our+codes/> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Goldsmiths, University of London, 2003. *Policy on Safeguarding Good Academic and Scientific Practice and Dealing with Allegations of Misconduct in Research* [online]. Available from: <http://www.gold.ac.uk/media/safeguarding-researchpractice.pdf> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Guidance on the Operation of the Animals (Scientific Procedures) Act 1986* [online]. Available from: <http://www.archive.officialdocuments.co.uk/document/hoc/321/321-00.htm> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Home Office, 2005. *Code of Practice Part 1 - for the housing and care of animals used in scientific procedures* [online]. Available from:



- <http://scienceandresearch.homeoffice.gov.uk/animalresearch/publications-and-reference/publications/code-ofpractice/code-of-practice-housing-care/?view=Standard&pubID=428573> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Human Rights Act 1998 [online]. Available from: [http://www.opsi.gov.uk/acts/acts1998/ukpga\\_19980042\\_en\\_1](http://www.opsi.gov.uk/acts/acts1998/ukpga_19980042_en_1) [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Human Tissue Act 2004 [online]. Available from: <http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2004/20040030.htm> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Imperial College London, 2006. *Guidelines for Proper Scientific Conduct in Research* [online]. Available from: <http://www3.imperial.ac.uk/secretariat/policiesandpublications/otherpolicies/properscientificconduct> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Information Commissioner's Office, 2001. *Data Protection Audit Manual* [online]. Available from: [http://www.ico.gov.uk/what\\_we\\_cover/data\\_protection/your\\_legal\\_obligations.aspx](http://www.ico.gov.uk/what_we_cover/data_protection/your_legal_obligations.aspx) [Accessed 8th June 2009]
- International Committee of Medical Journal Editors, 2008. *Uniform Requirements for Manuscripts Submitted to Biomedical Journals: Writing and Editing for Biomedical Publication* [online]. Available from: <http://www.icmje.org/> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Joint Consensus Conference on Misconduct in Biomedical Research, 1999. *Consensus Statement* [online]. Available from: [http://www.rpe.ac.uk/clinicalstandards/standards/misconduct\\_99.php](http://www.rpe.ac.uk/clinicalstandards/standards/misconduct_99.php) [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Keele University, 2007. *Code of Good Research Practice* [online]. Available from: <http://www.keele.ac.uk/research/researchsupport/downloads/Code%20of%20Good%20Research%20Practice.doc> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- King's College London, 2008. *Guidelines on Good Practice in Academic Research* [online]. Available from: [http://www.kcl.ac.uk/college/policyzone/attachments/good\\_practice\\_May\\_08\\_FINAL.pdf](http://www.kcl.ac.uk/college/policyzone/attachments/good_practice_May_08_FINAL.pdf) [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Lock, S., Wells, F. and Farthing, M. (eds.), 2008. *Fraud and Misconduct in Biomedical Research Fourth Edition*. London: RSM Press.
- Macrina, F., 2005. *Scientific Integrity Third Edition*. Washington DC: American Society for Microbiology Press.
- McFarlane, B., 2009. *Researching with Integrity*. New York: Routledge.
- Medical Research Council, 1998. *Guidelines for Good Clinical Practice in Clinical Trials* [online]. Available from: <http://www.mrc.ac.uk/Utilities/Documentrecord/index.htm?d=MRC002416> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Medical Research Council, 2000. *Personal Information in Medical Research* [online]. Available from: <http://www.mrc.ac.uk/Utilities/Documentrecord/index.htm?d=MRC002452> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Medical Research Council, 2004. *Medical Research Involving Children* [online]. Available from: <http://www.mrc.ac.uk/Utilities/Documentrecord/index.htm?d=MRC002430> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Medical Research Council, 2004. *Research Involving Human Participants in Developing Societies* [online]. Available from: <http://www.mrc.ac.uk/Utilities/Documentrecord/index.htm?d=MRC002461> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Medical Research Council, 2005. *Good Research Practice* [online]. Available from: <http://www.mrc.ac.uk/Utilities/Documentrecord/index.htm?d=MRC002415> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Medical Research Council, 2007. *Principles for Access to, and Use of, MRC Funded Research Data* [online]. Available from: <http://www.mrc.ac.uk/Utilities/Documentrecord/index.htm?d=MRC003759> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Medical Research Council, 2008. *Responsibility in the Use of Animals in Medical Research* [online]. Available from: <http://www.mrc.ac.uk/Utilities/Documentrecord/index.htm?d=MRC001897> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- The Medicines for Human Use (Clinical Trials) Regulations 2004* [online]. Available from: <http://www.opsi.gov.uk/si/si2004/20041031.htm> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Mental Capacity Act 2005* [online]. Available from: <http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2005/20050009.htm> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Missenden Centre for the Development of Higher Education, 2002. *The Missenden Code of Practice for Ethics and Accountability* [online]. Available from: [www.missendencentre.co.uk/docs/MissCode.pdf](http://www.missendencentre.co.uk/docs/MissCode.pdf) [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- National Health and Medical Research Council, 2007. *National Statement on Ethical Conduct in Human Research* [online]. Available from: <http://nhmrc.gov.au/publications/synopses/e72syn.htm> [Accessed 8th June 2009]
- National Health Service Research and Development Forum, 2008. *Research Governance Documentation and Information Guide* [online]. Available from: <http://www.rdforum.nhs.uk/workgroups/primary/pcinfo/gui de/introduction.htm> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- National Research Ethics Service, 2007. *Guidance for Applicants to the National Research Ethics Service* [online].

- Available from:  
<http://www.nres.npsa.nhs.uk/applications/guidance/#gcpdir>  
 [Accessed 8th June 2009]
- Natural Environment Research Council, 2005. *Ethics Policy* [online]. Available from:  
[http://www.nerc.ac.uk/publications/corporate/documents/ethics\\_policy\\_leaflet.pdf](http://www.nerc.ac.uk/publications/corporate/documents/ethics_policy_leaflet.pdf) [Accessed 8th June 2009]
- Organisation for Economic Co-Operation and Development, 2007. *OECD Global Science Forum: Best Practices for Ensuring Scientific Integrity and Preventing Misconduct* [online]. Available from:  
<http://www.oecd.org/dataoecd/37/17/40188303.pdf>  
 [Accessed 8th June 2009]
- Public Interest Disclosure Act 1998 [online]. Available from:  
<http://www.opsi.gov.uk/ACTS/acts1998/19980023.htm>  
 [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Queen Mary, University of London, 2003. *Guidelines on Good Practice in Research* [online]. Available from:  
[http://www.qmul.ac.uk/corp\\_docs/research/researchGoodPractice.html](http://www.qmul.ac.uk/corp_docs/research/researchGoodPractice.html) [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Queen's University Belfast, 2003. *Code of Good Conduct in Research* [online]. Available from:  
<http://www.qub.ac.uk/rrs/webpages/researchgovernance.htm> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Research Assessment Exercise, 2005. *RAE 2008 Guidance on Submissions* [online]. Available from:  
<http://www.rae.ac.uk/pubs/2005/03/> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Research Councils UK, 1998. *Safeguarding good scientific practice: A joint statement by the Director General of the Research Councils and the Chief Executives of the UK Research Councils* [online]. Available from:  
<http://www.ukoln.ac.uk/projects/ebank-uk/docs/scientificpractice.doc> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Research Councils UK, 2008. *Terms and Conditions of Research Council fEC Grants* [online]. Available from:  
<http://www.rcuk.ac.uk/aboutrcuk/efficiency/tcfec>  
 [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Research Councils UK, 2009. *RCUK Policy and Code of Conduct on the Governance of Good Research Conduct (post-consultation draft)* [online]. Available from:  
<http://www.rcuk.ac.uk/review/grc/default.htm>  
 [Accessed 20<sup>th</sup> July 2009]
- Research Information Network, 2008. *Stewardship of digital research data: a framework of principles and guidelines* [online]. Available from:  
<http://www.rin.ac.uk/dataprinciples> [Accessed 8th June 2009]
- RESPECT Project, 2004. *RESPECT Code of Practice for SocioEconomic Research* [online]. Available from:  
[http://www.respectproject.org/code/respect\\_code.pdf](http://www.respectproject.org/code/respect_code.pdf)  
 [Accessed 8th June 2009]
- Science and Technology Facilities Council, 2009. *fEC Research Grants Handbook* [online]. Available from:  
<http://www.stfc.ac.uk/rgh/PDFs/rghAll.pdf> [Accessed 7<sup>th</sup> July 2009]
- Sheffield Hallam University, 2004. *Research ethics 2: Safeguarding good specific practice and dealing with allegations of misconduct in research* [online]. Available from:  
<http://students.shu.ac.uk/rightsrules/resethics2.html>  
 [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Smith R., 2000. What is research misconduct? In: C. White, ed., *The COPE Report 2000* [online]. London: BMJ Books. Available from:  
<http://publicationethics.org/static/2000/2000pdf6.pdf>  
 [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- Social Research Association, 2003. *Ethical Guidelines* [online]. Available from:  
<http://www.thesra.org.uk/documents/pdfs/ethics03.pdf>  
 [Accessed 8th June 2009]
- Steneck, N. H., 2007. *Office of Research Integrity Introduction to the Responsible Conduct of Research Revised Edition* [online]. Washington DC: United States Department of Health and Human Services. Available from:  
<http://ori.dhhs.gov/documents/rcrintro.pdf> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- UK Research Integrity Office, 2008. *Procedure for the Investigation of Misconduct in Research* [online]. Available from:  
<http://www.ukrio.org/resources/UKRIO%20Procedure%20for%20the%20Investigation%20of%20Misconduct%20in%20Research.pdf> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- University College London, 2008. *Guidelines for Responsible Practice in Research* [online]. Available from: <http://www.ucl.ac.uk/academic-manual/part-e/e20>  
 [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- University of Cambridge, 2008. *Good Research Practice* [online]. Available from:  
[http://www.rsd.cam.ac.uk/documents/research/Good\\_Research\\_Practice.pdf](http://www.rsd.cam.ac.uk/documents/research/Good_Research_Practice.pdf) [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- University of Edinburgh, 2002. *Code of Good Practice in Research* [online]. Available from:  
<http://www.researchinnovation.ed.ac.uk/information/goodresearchpractice.pdf>  
 [Accessed 8th June 2009]
- University of Glasgow, 2007. *Code of Good Practice in Research* [online]. Available from:  
[http://www.gla.ac.uk/media/media\\_46633\\_en.pdf](http://www.gla.ac.uk/media/media_46633_en.pdf)  
 [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]
- University of Manchester, 2006. *Code of Good Research Conduct* [online]. Available from:  
<http://www.researchsupport.manchester.ac.uk/Governance>

/J1276\_Good\_Research.pdf [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]  
University of Oxford, 2007. *Academic Integrity in Research: Code of Practice and Procedure* [online]. Available from: <http://www.admin.ox.ac.uk/ps/staff/codes/air.shtml>  
[Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]  
University of Sheffield, 2003. *Good Research Practice Standards* [online]. Available from: <http://www.shef.ac.uk/content/1/c6/07/20/99/GRPcollate.d.pdf> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]  
University of Sussex, 2000. *Code of Practice for Research* [online]. Available from: <http://www.sussex.ac.uk/res/documents/code.pdf>  
[Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]  
Wellcome Trust, 2005. *Guidelines on Good Research Practice, Including the Statement on the Handling of Allegations of Research Misconduct* [online]. Available from: [http://www.wellcome.ac.uk/stellent/groups/corporatesite/@policy\\_communications/documents/web\\_document/wtd002754.pdf](http://www.wellcome.ac.uk/stellent/groups/corporatesite/@policy_communications/documents/web_document/wtd002754.pdf) [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]  
World Medical Association, 2000. *World Medical Association Declaration of Helsinki: Ethical Principles for Medical Research Involving Human Subjects* [online]. Available from: <http://www.wma.net/e/policy/b3.htm> [Accessed 8<sup>th</sup> June 2009]

# 研究行動規範

## グッドプラクティスの推進と研究不正の防止

研究行動規範は、研究におけるグッドプラクティスを奨励し、研究不正行為の防止を推進するように策定されたものであり、研究組織と研究者が最高クラスの研究を実施するよう支援することを目的としている。研究行動規範は、研究におけるグッドプラクティスの一般原則とコアスタンダードを提供し、研究者および研究組織の双方に適用できる。また同規則には、本規範が提供するさらに詳細な基準に基づいて研究におけるグッドプラクティスの重要ポイントをまとめた、1ページの全般的なチェックリストである「研究者向け推奨事項チェックリスト」も含まれている。

本規範は、研究組織の参考ツールとして自らの研究行動規範を作成または改訂する際に使用でき、英国研究会議、ウェルカムトラスト、Council for Science and Technology（科学技術会議）等の既存の研究活動の指針を補完する。研究組織は、法規制当局、資金調達先、その他関連団体の要件を満たす際に本規範に含まれるベンチマークを活用でき、さらベンチマークの活用を通じて重要な問題の見落としを防止することが可能である。

本規範は、全ての研究分野に適用可能なものであり、研究の詳細な管理を目的とするものではない。本規範は、既存のグッドプラクティスと適切な行動の推進と研究不正行為撲滅に取り組んでいるUKRIOの経験を活かしたものになっている。本規範では、研究のグッドプラクティスの基準に関する詳細な指針を提供しているが、研究コミュニティに教訓を伝えることを目標に、UKRIOが最も頻繁に問い合わせを受ける領域に特に注意を払っている。

本稿は、UKRIOのウェブサイト [www.ukrio.org](http://www.ukrio.org) でも参照できる。

### 英国研究公正室（UK Research Integrity Office, UKRIO）について

英国研究公正室（UKRIO）は、大学等の研究組織および個人の研究者に研究活動についての助言やガイダンスを提供する民間の独立機関である。

UKRIOは、英国大学協会が主催し、政府、主要規制当局、保健衛生・バイオメディカル研究の資金提供者の支援を受けている。UKRIOは、以下の3項目を目的に掲げている。

- 研究に対する優れたガバナンス、管理、活動の推進
- 研究における不正行為に取り組む方法に関するグッドプラクティスの共有
- 具体的な事例や問題に対して、秘密を遵守しつつ専門的な助言や指針を提供

UKRIOの本来の任務は、保健衛生・生物医学分野の科学研究コミュニティをサポートすることであるが、設立以来我々は、あらゆる分野の大学、英国の国民保険サービス、その他の研究組織、個人の研究者に助言やガイダンスを提供している。

UKRIOは、規制当局ではなく正式な法的権限を有していない。UKRIOは、支援のない雇用者、研究組織、研究者に独立したサポートを提供するために設立された。UKRIOが提供する助言やガイダンスに強制力はないが、研究活動と不正行為への対応のベストプラクティスを反映した内容となっている。

より詳しい情報は以下にお問い合わせ下さい:

UK Research Integrity Office

Woburn House, 20 Tavistock Square,

London WC1H 9HQ

Tel: +44 (0)20 7419 5499

Fax: +44 (0)20 7383 4573

Email: [RIO@universitiesuk.ac.uk](mailto:RIO@universitiesuk.ac.uk)

Web: [www.ukrio.org](http://www.ukrio.org)